

鈴鹿市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 3 月 2 5 日

鈴鹿市長 末松 則子

鈴鹿市条例第 1 2 号

鈴鹿市国民健康保険条例の一部を改正する条例

鈴鹿市国民健康保険条例（平成 2 9 年鈴鹿市条例第 1 5 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（基礎賦課総額） 第 9 条 保険料の賦課額のうち基礎賦課額（第 35 条、第 36 条の 2 及び第 36 条の 3 の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することとなる額を含む。）の総額（以下「基礎賦課総額」という。）は、第 1 号に掲げる額の見込額から第 2 号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。 （1） 当該年度における次に掲げる額の合算額 ア 療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養	（<u>一般被保険者に係る</u>基礎賦課総額） 第 9 条 保険料の賦課額のうち<u>一般被保険者</u>（<u>法附則第 7 条第 1 項に規定する退職被保険者等（以下「退職被保険者等」という。）</u>）以外の被保険者をいう。以下同じ。）に係る基礎賦課額（第 35 条、第 36 条の 2 及び第 36 条の 3 の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することとなる額を含む。）の総額（以下「基礎賦課総額」という。）は、第 1 号に掲げる額の見込額から第 2 号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。 （1） 当該年度における次に掲げる額の合算額 ア 療養の給付に要する費用（<u>一般被保険者に係るものに限る。</u>）の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額

費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額

イ 国民健康保険事業費納付金（法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の7第1項の国民健康保険事業費納付金をいう。以下この条において同じ。）の納付に要する費用（三重県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等（以下「後期高齢者支援金等」という。）、高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等（以下「病床転換支援金等」という。）及び介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下「介護納付金」という。）の納付に要する費用に充てる部分を除く。）の額

ウ～オ 略

カ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）の額（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（三重県の国民健康保険に関する特別会計

を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用（一般被保険者に係るものに限る。）の額

イ 国民健康保険事業費納付金（法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の7第1項の国民健康保険事業費納付金をいう。以下この条において同じ。）の納付に要する費用（三重県が行う国民健康保険の一般被保険者に係るものに限り、三重県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等（以下「後期高齢者支援金等」という。）、高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等（以下「病床転換支援金等」という。）及び介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下「介護納付金」という。）の納付に要する費用に充てる部分を除く。）の額

ウ～オ 略

カ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）の額（退職被保険者等に係る療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当

において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。)を除く。)

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 略

イ 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（三重県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等、病床転換支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。以下このイにおいて同じ。）に係るものを除く。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものを

する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額並びに三重県が行う国民健康保険の一般被保険者に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（三重県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）及び退職被保険者等に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用の額を除く。）

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 略

イ 法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（三重県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等、病床転換支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。以下このイにおいて同じ。）に係るものを除く。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものを

除く。)の額

ウ 法第75条の2第1項の国民健康保険
保険給付費等交付金の額

エ その他国民健康保険事業に要する費用
(国民健康保険の事務の執行に要する
費用を除く。)のための収入(法第
72条の3第1項、第72条の3の2第1
項及び第72条の3の3第1項の規定に
よる繰入金を除く。)の額

(基礎賦課額)

第10条 保険料の賦課額のうち基礎賦課額
は、当該世帯に属する被保険者につき算定
した所得割額及び被保険者均等割額の合算
額の総額並びに当該世帯につき算定した世
帯別平等割額の合計額とする。

除く。)の額

ウ 法第75条の2第1項の国民健康保険
保険給付費等交付金(エにおいて「国
民健康保険保険給付費等交付金」とい
う。)(退職被保険者等の療養の給付
等に要する費用(法附則第22条の規定
により読み替えられた法第70条第1項
に規定する療養の給付等に要する費用
をいう。以下同じ。))に係るものを除
く。)の額

エ その他国民健康保険事業に要する費用
(国民健康保険の事務の執行に要す
る費用を除く。)のための収入(法附
則第9条第1項の規定により読み替え
られた法第72条の3第1項、第72条の
3の2第1項及び第72条の3の3第1
項の規定による繰入金及び国民健康保
険保険給付費等交付金(退職被保険者
等の療養の給付等に要する費用に係る
ものに限る。))を除く。)の額

(一般被保険者に係る基礎賦課額)

第10条 保険料の賦課額のうち一般被保険者
に係る基礎賦課額は、当該世帯に属する一
般被保険者につき算定した所得割額及び被
保険者均等割額の合算額の総額並びに当該
世帯につき算定した世帯別平等割額(一般
被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯
に属する場合には、当該世帯を一般被保険
者の属する世帯とみなして算定した世帯別
平等割額)の合計額とする。

(基礎賦課額の所得割額の算定)

第11条 前条の所得割額は、被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第35条の2の6第8項又は第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額（租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額

(一般被保険者に係る基礎賦課額の所得割額の算定)

第11条 前条の所得割額は、一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第35条の2の6第8項又は第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額（租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する

を控除した金額）、地方税法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項（同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。第35条第1項第1号において同じ。）に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項（同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。同号において同じ。）に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。第35条において「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。）の合計額から地方税法第

金額を控除した金額）、地方税法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項（同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。第35条第1項第1号において同じ。）に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項（同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。同号において同じ。）に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。第35条において「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。）の合計額から地方税法第

314条の2第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に、次条第1号の所得割の保険料率を乗じて算定する。

2 略

（基礎賦課額の保険料率）

第12条 基礎賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

（1）・（2） 略

（3） 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定める額

ア 略

イ 特定世帯（特定同一世帯所属者（法第6条第8号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて同日の属する月（以下「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。以下同じ。）

1 世帯につき10,650円

ウ 特定継続世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属す

314条の2第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に、次条第1号の所得割の保険料率を乗じて算定する。

2 略

（一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率）

第12条 一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

（1）・（2） 略

（3） 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定める額

ア 略

イ 特定世帯（特定同一世帯所属者（法第6条第8号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する一般被保険者が属する世帯であつて同日の属する月（以下「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。以下同じ。） 1 世帯につき10,650円

ウ 特定継続世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する一般被保険者が

る世帯であって特定月以後 5 年を経過する月の翌月から特定月以後 8 年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。以下同じ。） 1 世帯につき15,975円

第13条から第16条まで 削除

属する世帯であって特定月以後 5 年を経過する月の翌月から特定月以後 8 年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。以下同じ。） 1 世帯につき15,975円

（退職被保険者等に係る基礎賦課額）

第13条 保険料の賦課額のうち退職被保険者等に係る基礎賦課額は、当該世帯に属する退職被保険者等につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額（退職被保険者等と一般被保険者とが同一の世帯に属する場合には、所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額）とする。

（退職被保険者等に係る基礎賦課額の所得割額の算定）

第14条 前条の所得割額は、退職被保険者等に係る基礎控除後の総所得金額等に、第12条第1号の所得割の保険料率を乗じて算定する。

（退職被保険者等に係る基礎賦課額の被保険者均等割額の算定）

第15条 第13条の被保険者均等割額は、第12条第2号に規定する額と同額とする。

（退職被保険者等に係る基礎賦課額の世帯別平等割額の算定）

第16条 第13条の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、当該各号に

	<u>定める額とする。</u> <u>(1) 次号又は第3号に掲げる世帯以外の世帯 第12条第3号アに規定する額</u> <u>(2) 特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する退職被保険者の属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。） 第12条第3号イに規定する額</u> <u>(3) 特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する退職被保険者の属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。） 第12条第3号ウに規定する額</u>
(基礎賦課限度額)	(基礎賦課限度額)
第17条 第10条の基礎賦課額は、65万円を超えることができない。	第17条 第10条又は第13条の基礎賦課額（ <u>一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第10条の基礎賦課額と第13条の基礎賦課額との合算額をいう。第34条及び第35条第1項において同じ。</u> ）は、65万円を超えることができない。
(後期高齢者支援金等賦課総額)	(<u>一般被保険者に係る</u> 後期高齢者支援金等賦課総額)
第18条 保険料の賦課額のうち後期高齢者支援金等賦課額（第35条、第36条の2及び第36条の3の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することになる額を含む。）	第18条 保険料の賦課額のうち <u>一般被保険者に係る</u> 後期高齢者支援金等賦課額（第35条、第36条の2及び第36条の3の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額するこ

の総額（以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。）は、第１号に掲げる額の見込額から第２号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

（１） 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（三重県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に要する費用に係る部分に限る。次号において同じ。）

（２） 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 法附則第７条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）の額

イ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法第72条の３第１項、第72条の３の２第１項及び第72条の３の３第１項の規定による繰入金を除く。）の額

とになる額を含む。）の総額（以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。）は、第１号に掲げる額の見込額から第２号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

（１） 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（三重県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に要する費用に係る部分であって、三重県が行う国民健康保険の一般被保険者に係るものに限る。次号において同じ。）

（２） 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）の額

イ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法附則第９条第１項の規定により読み替えられた法第72条の３第１項、第72条の３の２第１項及び第72条の３の３第１項の規定による繰入金を除

(後期高齢者支援金等賦課額)

第19条 保険料の賦課額のうち後期高齢者支援金等賦課額は、当該世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額とする。

(後期高齢者支援金等賦課額の所得割額の算定)

第20条 前条の所得割額は、被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に、次条第1号の所得割の保険料率を乗じて算定する。

(後期高齢者支援金等賦課額の保険料率)

第21条 後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

(1)～(3) 略

第22条から第25条まで 削除

く。)の額

(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額)

第19条 保険料の賦課額のうち後期高齢者支援金等賦課額は、当該世帯に属する一般被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額 (一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、当該世帯を一般被保険者の属する世帯とみなして算定した世帯別平等割額) の合計額とする。

(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の所得割額の算定)

第20条 前条の所得割額は、一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に、次条第1号の所得割の保険料率を乗じて算定する。

(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率)

第21条 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

(1)～(3) 略

(退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額)

第22条 保険料の賦課額のうち退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額は、当該世帯に属する退職被保険者等につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算

額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額（退職被保険者等と一般被保険者とが同一の世帯に属する場合には、所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額）とする。

（退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額の所得割額の算定）

第23条 前条の所得割額は、退職被保険者等に係る基礎控除後の総所得金額等に、第21条第1号の所得割の保険料率を乗じて算定する。

（退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額の被保険者均等割額の算定）

第24条 第22条の被保険者均等割額は、第21条第2号に規定する額と同額とする。

（退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額の世帯別平等割額の算定）

第25条 第22条の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

（1） 次号又は第3号に掲げる世帯以外の世帯 第21条第3号アに規定する額

（2） 特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する退職被保険者の属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。） 第21条第3号イに規定する額

（3） 特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する退職被保険者の属する世帯であつ

(後期高齢者支援金等賦課限度額) 第26条 第19条の後期高齢者支援金等賦課額は、<u>24万円</u>を超えることができない。 (介護納付金賦課総額) 第27条 保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額（第35条及び第36条の3の規定により介護納付金賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することになる額を含む。）の総額（以下「介護納付金賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。 (1) 略 (2) 当該年度における次に掲げる額の合算額 ア <u>法附則第7条</u>の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限	<u>て特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）</u> <u>第21条第3号ウ</u>に規定する額 (後期高齢者支援金等賦課限度額) 第26条 第19条<u>又は第22条</u>の後期高齢者支援金等賦課額（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、<u>第19条の後期高齢者支援金等賦課額と第22条の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。</u>第34条及び第35条第1項において同じ。）は、<u>22万円</u>を超えることができない。 (介護納付金賦課総額) 第27条 保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額（第35条及び第36条の3の規定により介護納付金賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することになる額を含む。）の総額（以下「介護納付金賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。 (1) 略 (2) 当該年度における次に掲げる額の合算額 ア <u>法附則第22条</u>の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限
---	--

る。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)の額

イ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。)のための収入(法第72条の3第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。)の額

(賦課期日後において納付義務の発生若しくは消滅又は被保険者数の異動等があった場合における基礎賦課額等の算定)

第34条 保険料の賦課期日後に納付義務が発生し、若しくは1世帯に属する被保険者数が増加し、若しくは減少し、若しくは1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となり、若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなり、若しくは法施行令第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等(以下「特例対象被保険者等」という。)となった場合における当該納付義務者に係る第10条若しくは第19条の額(被保険者数が増加し、若しくは減少した場合(特定同一世帯所属者に該当することにより被保険者数が減少した場合を除く。))又は特例対象被保険者等となった場合における当該納付義務者に係る世帯別平等割額を除く。)若しくは第28条の額又は次条第1項

る。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)の額

イ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。)のための収入(法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。)の額

(賦課期日後において納付義務の発生若しくは消滅又は被保険者数の異動等があった場合における基礎賦課額等の算定)

第34条 保険料の賦課期日後に納付義務が発生し、若しくは1世帯に属する被保険者数が増加し、若しくは減少し、若しくは1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となり、若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなり、若しくは法施行令第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等(以下「特例対象被保険者等」という。)となった場合における当該納付義務者に係る第10条、第13条、第19条若しくは第22条の額(被保険者数が増加し、若しくは減少した場合(特定同一世帯所属者に該当することにより被保険者数が減少した場合を除く。))又は特例対象被保険者等となった場合における当該納付義務者に係る世帯別平等割額を除く。)若しくは第28条の

各号（同条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額、第36条の2第1項（同条第2項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める第12条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額、第36条の2第3項第1号（同条第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額、第36条の3第1項各号（同条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額若しくは同条第5項各号（同条第7項又は第8項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額の算定は、それぞれ、その納付義務が発生し、若しくは被保険者数が増加し、若しくは減少した日（法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより被保険者数が減少した場合においては、その減少した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。）又は1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となり、若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった日若しくは特例対象被保険者等となった日の属する月から、月割をもって行う。

額又は次条第1項各号（同条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額、第36条の2第1項（同条第2項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める第12条若しくは第15条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額、第36条の2第3項第1号（同条第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額、第36条の3第1項各号（同条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額若しくは同条第5項各号（同条第7項又は第8項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額の算定は、それぞれ、その納付義務が発生し、若しくは被保険者数が増加し、若しくは減少した日（法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより被保険者数が減少した場合においては、その減少した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。）又は1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となり、若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった日若しくは特例対象被保険者等となった日の属する月から、月割をもって行う。

た場合における当該納付義務者に係る第10条若しくは第19条の額若しくは第28条の額又は次条第1項各号に定める額、第36条の2第1項に定める第12条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額、第36条の2第3項第1号に定める額、第36条の3第1項各号に定める額若しくは同条第5項各号に定める額の算定は、その納付義務が消滅した日（法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより納付義務が消滅した場合においては、その消滅した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。）の属する月の前月まで、月割をもって行う。

（低所得者の保険料の減額）

第35条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第10条の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）とする。

（1） 略

（2） 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じ

た場合における当該納付義務者に係る第10条、第13条、第19条若しくは第22条の額若しくは第28条の額又は次条第1項各号に定める額、第36条の2第1項に定める第12条若しくは第15条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額、第36条の2第3項第1号に定める額、第36条の3第1項各号に定める額若しくは同条第5項各号に定める額の算定は、その納付義務が消滅した日（法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより納付義務が消滅した場合においては、その消滅した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。）の属する月の前月まで、月割をもって行う。

（低所得者の保険料の減額）

第35条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第10条又は第13条の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）とする。

（1） 略

（2） 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じ

た数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)に29万5千円に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前号に該当する者以外の者
アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち、当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア・イ 略

- (3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)に54万5千円に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義

た数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)に29万円に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前号に該当する者以外の者
アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち、当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア・イ 略

- (3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)に53万5千円に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義

務者であって前2号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア・イ 略

2 略

3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第10条」とあるのは「第19条」と、「65万円」とあるのは「24万円」と読み替えるものとする。

4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第10条」とあるのは「第28条」と、「65万円」とあるのは「17万円」と読み替えるものとする。

(未就学児の被保険者均等割額の減額)

第36条の2 当該年度において、その世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該被保険者に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第12条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に、

務者であって前2号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア・イ 略

2 略

3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第10条又は第13条」とあるのは「第19条又は第22条」と、「65万円」とあるのは「22万円」と読み替えるものとする。

4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第10条又は第13条」とあるのは「第28条」と、「65万円」とあるのは「17万円」と読み替えるものとする。

(未就学児の被保険者均等割額の減額)

第36条の2 当該年度において、その世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該被保険者に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第12条又は第15条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保

それぞれ、10分の5を乗じて得た額を控除して得た額とする（第3項に掲げる場合を除く。）。 2 前項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第12条」とあるのは「第21条」と読み替えるものとする。 3 当該年度において、第35条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に未就学児がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額とする。 （1） 第12条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に第35条第1項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同項各号アに掲げる割合を乗じて得た額を控除して得た額 （2） 略 4 前項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第12条」とあるのは「第21条」と読み替えるものとする。 （出産被保険者の保険料の減額） 第36条の3 当該年度において、世帯に出産	険料率に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額を控除して得た額とする（第3項に掲げる場合を除く。）。 2 前項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第12条又は第15条」とあるのは「第21条又は第24条」と読み替えるものとする。 3 当該年度において、第35条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に未就学児がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額とする。 （1） 第12条又は第15条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に第35条第1項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同項各号アに掲げる割合を乗じて得た額を控除して得た額 （2） 略 4 前項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第12条又は第15条」とあるのは「第21条又は第24条」と読み替えるものとする。 （出産被保険者の保険料の減額） 第36条の3 当該年度において、世帯に出産
--	---

被保険者（法施行令第29条の7第5項第8号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。）がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第10条の基礎賦課額から、次に掲げる額の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）とする（第5項に掲げる場合を除く。）。

（1）・（2） 略

2 略

3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第10条」とあるのは「第19条」と、「65万円」とあるのは「24万円」と読み替えるものとする。

4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「規定する出産被保険者をいう。以下同じ。」とあるのは「規定する出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。）をいう。以下この項において同じ。」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第10条」とあるのは「第28条」と、「65万円」とあるのは「17万円」と読み替えるものとする。

5 当該年度において、第35条に規定する基

被保険者（法施行令第29条の7第5項第8号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。）がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第10条又は第13条の基礎賦課額から、次に掲げる額の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）とする（第5項に掲げる場合を除く。）。

（1）・（2） 略

2 略

3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第10条又は第13条」とあるのは「第19条又は第22条」と、「65万円」とあるのは「22万円」と読み替えるものとする。

4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「規定する出産被保険者をいう。以下同じ。」とあるのは「規定する出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。）をいう。以下この項において同じ。」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第10条又は第13条」とあるのは「第28条」と、「65万円」とあるのは「17万円」と読み替えるものとする。

5 当該年度において、第35条に規定する基

準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に出産被保険者がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、当該減額後の第10条の基礎賦課額から、次に掲げる額の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）とする。

(1)・(2) 略

6 略

7 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第10条」とあるのは「第19条」と、「65万円」とあるのは「24万円」と読み替えるものとする。

8 第5項及び第6項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「出産被保険者が」とあるのは「出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。以下この項において同じ。）が」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第10条」とあるのは「第28条」と、「65万円」とあるのは「17万円」と読み替えるものとする。

（保険料の端数計算）

第37条 保険料を計算する場合において、第10条、第19条、第28条、第34条、第35条の

準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に出産被保険者がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、当該減額後の第10条又は第13条の基礎賦課額から、次に掲げる額の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）とする。

(1)・(2) 略

6 略

7 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第10条又は第13条」とあるのは「第19条又は第22条」と、「65万円」とあるのは「22万円」と読み替えるものとする。

8 第5項及び第6項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「出産被保険者が」とあるのは「出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。以下この項において同じ。）が」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第10条又は第13条」とあるのは「第28条」と、「65万円」とあるのは「17万円」と読み替えるものとする。

（保険料の端数計算）

第37条 保険料を計算する場合において、第10条、第13条、第19条、第22条、第28条、

基礎賦課額、後期高齢者支援金等賦課額及び介護納付金賦課額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。	第34条、第35条の基礎賦課額、後期高齢者支援金等賦課額及び介護納付金賦課額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。<u>この場合において、一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、一般被保険者に係る基礎賦課額と退職被保険者等に係る基礎賦課額との合算額、一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額と退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額との合算額について端数計算するものとする。</u>
--	---

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第6章の規定は、令和6年度以後の年度分の保険料について適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。